

へい殺畜等手当金等交付規程等の一部を改正する件 新旧対照表  
○動物用生物学的製剤基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1567号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
診断液の部  <u>トキソプラズマ症診断用蛍光抗体</u>  (略)	診断液の部  <u>トキソプラズマ病診断用蛍光抗体</u>  (略)